

## 平成19年度生活保護法実施方針

小田原市福祉事務所

### 【実施方針策定の背景】

本市における生活保護受給者は、依然増加傾向が続いているが、被保護世帯の状況を世帯類型からみると、高齢世帯が県平均を5.4%程度も上回る48.4%とその半数近くを占めており、それに対し、母子、障害及び傷病世帯は県平均より低く、特に母子世帯は、平成15年4月のDVシェルター開設もあって増加傾向にはあるが、7.3%と県平均の9.7%をだいぶ下回っている。この2点が本市の特徴といえる。

近年、雇用情勢にやや回復傾向がみられるものの、いわゆるホームレス問題、ドメスティックバイオレンス及びひきこもりなどが深刻な社会問題としてクローズアップされており、このような状況の中で、社会的なセーフティーネットである生活保護には、常に現代的な社会問題への対応が求められ、担うべき責務がますます増大するとともに、その実施機関として、適正な判断と運営がよりいっそう重要視されることとなる。

また、このような社会的要請に対応していくため、生活保護制度自体もその在り方の見直しを図られ、自立支援プログラムの導入等、既往における現業員による個別指導から、より組織的かつマニュアル化した実施体制の構築が目指されている。同時に、事務執行の一層の効率化や迅速化等の社会的要求に応えていくことも強く認識していかなければならない。

以上を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を十分認識し、また、市民の最後のよりどころである本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における生活保護行政の運営方針（基本事項）を次のように定める。

### I 相談援助活動の推進

#### (1) 専任面接員の配置

増加する要保護者からの相談に的確に対応し、継続的・安定的相談体制を維持するため、専任面接員2名の配置とする。

#### (2) 民生委員等との連携

民生委員等との連携を密にして、要保護者の把握及び情報収集に努める。

#### (3) 関係機関との連携による他法他施策の活用

要保護者に対する生活相談の中で、他法他施策の活用を十分行いうるよう、職員の知識の涵養に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。

## II 実施体制の強化

### (1) 査察指導機能の充実

現業活動の掌握を常時行い、適宜必要な指示・助言が出来るよう査察指導台帳を作成し有効に活用していく。またケース審査の中で、訪問活動の進行管理を行うとともに、ケースの実態に応じた処遇方針やケース格付となっているかをチェックしていく

### (2) 保健・医療・福祉・労働・警察との協力体制の強化

被保護者が抱える福祉ニーズの多様化に対応するため、関係機関との協力体制を密にしていく。

### (3) 現業員の確保及び資質向上

平成 19 年度において現業員 1 名が増員されたが、なお標準数に満たない状況のため、今年度も人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。また、業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、所内研修会を実施するとともに、外部の研修会・研究会に積極的に参加する。

### (4) ホームレス問題への対応

ホームレスに対しては、定期的に市内を巡回し、無料・低額宿泊施設とも連携を図りながら、自立支援を促進しつつ、全国調査に備えて準備を進める。

## III 生活保護の適正実施

### (1) 年金受給（特別支給の老齢厚生年金）及び自立支援医療の活用に係る調査実施

「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成 18 年 9 月 29 日付け社援保発第 0929003 号・社援指発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課監査指導室長連名通知）において指摘された年金受給(特別支給の老齢厚生年金)及び自立支援医療の活用に係る調査を今年度は積極的に推進し、生活保護の適正実施に努める。

### (2) 扶養義務調査の徹底

扶養義務者宛名のデータ化を引き続き推進し、特に継続ケースの扶養義務者に対して扶養義務の履行を強く求めていく。また、管内に居住する扶養義務者、特に生別母子世帯の前夫及び転出した子については、直接自宅訪問し、扶養を求めていく。

#### IV 自立支援プログラムの充実

##### (1) 就労支援プログラムの強化

求職、就職に関する知識、経験を有する就労支援員が、現業員による被保護者の就労指導を補助し、被保護者の自立を促進する。

##### (2) 自立支援プログラムの実施、改定

平成 18 年度までに策定した各プログラムを実際に運用し、問題点、矛盾点の洗い出しを行い、改定することにより、より完成度の高いプログラムの構築を目指す。

#### V 医療扶助・介護扶助の適正運営

##### (1) 嘱託医の有効活用

医療扶助受給者の生活指導及び稼働能力の有無について、嘱託医からの指導・助言を有効に活用する。

##### (2) レセプト点検・医療扶助業務の委託

レセプト点検、医療券、要否意見書の発行管理、医療ファイルの整備等については、効率的な事務執行を行うため、昨年に引き続き専門能力を有する事業者  
に委託し、医療扶助の適正運営に資する。また、常時、最新状態に整備された医療ファイルに基づき、被保護者の病状等を的確に把握し、処遇の充実を図る。

##### (3) 介護扶助運営マニュアルの見直し等

介護扶助の運営を適正に進めるため、平成 14 年度に作成した介護扶助マニュアルの見直しを行うとともに、介護プランと介護給付費公費受給者別一覧表との  
突合を毎月実施していく。